

平成 27 年

環境活動レポート

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)



平成 27 年 6 月 30 日

富山県環境科学センター

目 次

富山県環境科学センターの概要	3
I 環境方針	4
II 環境目標及び環境活動計画	5
1 環境目標	5
2 環境活動計画	6
III 環境活動の取組結果及び評価	8
1 環境目標の達成状況	8
2 環境活動計画の取組結果及びその評価	8
3 次年度の取組内容	14
IV 環境関連法令等の違反、訴訟等の有無	15
V 代表者による全体評価及び見直しの結果	15
1 評価及び見直し	15
2 総括	16

富山県環境科学センターの概要

1 名称及び所在地

富山県環境科学センター
富山県射水市中太閤山 17 丁目 1 番

2 代表者

所長 浦田 裕治

3 環境管理責任者

所長 浦田 裕治 連絡先 電話 0766-56-2835(代表)

4 環境管理担当者

環境改善プロジェクト主務者
生活環境課 副主幹研究員 浦谷 一彦 連絡先 電話 0766-56-2892(直通)

5 規模

- ・ 職員数：35 名（パート職員 5 名を含む。）（平成 27 年 4 月 1 日現在）
- ・ 建物延床面積：4,278m²（管理棟及び研究棟、各々鉄筋コンクリート 3 階建）

6 業務内容

- (1) 大気、水質等の環境調査
- (2) 工場・事業場の監視指導
- (3) 環境に関する調査研究
- (4) 環境情報の提供及び環境教育
- (5) 国際環境協力
- (6) 環境改善

7 対象範囲

富山県の環境関係監視指導・調査研究
(大気課、水質課、生活環境課及び総務課を含む業務)

8 レポートの対象期間

平成 26 年 4 月から 27 年 3 月まで

I 環境方針

廃棄物問題、地球温暖化問題等に代表される今日の環境問題に適切に対応し、地域の環境及び地球環境を健全な状態で将来の世代に引き継ぐことは、現代に生きる我々の責務であります。そのため、すべての者が公平な役割分担の下にそれぞれの立場で、持続可能な社会を目指していくことが、緊急かつ重要な課題となっています。

富山県環境科学センターには、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する県の試験研究機関として、また、一事業者・消費者として、その責務と役割を自覚し、環境の保全及び創造に向けた具体的な取組を率先実行することが求められています。

このことから、当センターは、環境関連の法令等を遵守するとともに、施設の点検、作業環境の整備、エネルギー使用状況の把握等の環境改善活動を継続的に推進し、循環型・低炭素社会の構築に取り組みます。さらに、県民に対する環境学習の場の提供、事業者に対する環境改善活動の啓発等により、県民及び事業者の自主的かつ積極的な環境保全活動を支援し、その促進を図ります。

このため、環境に配慮する行動として、次のことに重点的に取り組みます。

- (1) 環境への配慮の率先実行
 - ・省資源・省エネルギーの推進
 - ・グリーン購入の積極的推進
 - ・再生可能エネルギーの利活用の推進
 - ・環境汚染の未然防止の推進
 - ・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
 - ・地域の特性及び環境問題の変化に対応した調査研究の推進
- (2) 県民及び事業者の自主的かつ積極的な行動への支援
 - ・県民への環境情報の提供及び環境教育の推進
 - ・事業者の循環型・低炭素社会の構築に向けた環境保全活動への支援

この環境方針、活動実績等は、職場内に掲示して全職員に周知するとともに、ホームページへの掲載及び見学者等への配布を通じて広く公表します。

平成 27 年 4 月 1 日

富山県環境科学センター
所長 浦田 裕治

II 環境目標及び環境活動計画

当センターでは、エコアクション 21 に取り組むに際して、当初、18 年度から 22 年度までの環境目標を定めて環境活動を進めてきた。20 年度には総エネルギー投入量等の項目について、22 年度の削減目標を達成したことから、新たに 21 年度から 25 年度までの目標（20 年度を基準年とし毎年 1%削減）を設定した。

その後、23 年度に新県庁エコプラン第 3 期計画（27 年度までに 22 年度比で CO₂ 排出量を 5%以上削減）が策定されたため、23 年度から 27 年度までの目標（22 年度を基準年とし毎年 1%削減）に見直すとともに、県民及び事業者における自主的かつ積極的な行動を支援・促進する目標を新たに設定し、取組を推進してきた。

こうした中、25 年度には環境放射線監視ネットワークシステムの中央監視局としての業務を開始するとともに、微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に関して自動測定機を増設し、監視体制が強化された。また、26 年度には環境放射線監視用分析室の整備、屋外排水溝等の改修、管理棟の耐震補強工事等の一時的な工事が例年になく数多く実施された。これに伴い、電気使用量等の活動量に大幅な変動が見込まれることから、業務がほぼ定常化すると考えられる 27 年度のこれらの活動量の実態や県庁エコプランの次期計画の動向を踏まえて 28 年度以降の環境目標を設定することとした。このため、28 年度の目標は、暫定的に 27 年度までの目標設定の考え方を参考に 22 年度を基準年とする 6%の削減を掲げることとした。

1 環境目標

26 年度の環境目標は、次の表のとおりである。

項 目		26 年度目標 (22 年度比)	27 年度目標 (22 年度比)	28 年度目標 (22 年度比)
① 総エネルギー投入量	電気使用量 化石燃料使用量	▲ 4%	▲ 5%	▲ 6%
② 温室効果ガス排出量	二酸化炭素排出量	▲ 4%	▲ 5%	▲ 6%
③ 総物質投入量	コピー用紙購入量	▲ 4%	▲ 5%	▲ 6%
④ 再資源投入量	上水道使用量	▲ 4%	▲ 5%	▲ 6%
⑤ 廃棄物等総排出量	廃棄物排出量	▲ 4%	▲ 5%	▲ 6%
⑥ 環境教育の推進	見学者・受講者数	500 人	500 人	500 人
⑦ 事業者の環境保全活動支援	立入事業所数	500 事業所	500 事業所	500 事業所

2 環境活動計画

26年度の環境目標を達成するために、主に次の事項について積極的に取り組む。

(1) 総エネルギー投入量

① 電気使用量の削減

- ① 新・ 太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの利活用
 - ・ 休憩時間及び残業時間を含め、業務に支障のない範囲での消灯
 - ・ パソコン、複写機等の事務用機器の節電機能の積極的利用及び夜間、休日等における未使用時の電源断
 - ・ 時間外勤務の縮減による照明器具等の使用減
 - ・ その他の電気使用機器の特性に応じた合理的な使用及び業務に支障のない範囲での電源断

② 化石燃料使用量の削減

- ・ 冷暖房時の空調設備の温度設定による適切な運転管理及び運転時間の短縮
- ・ ガス燃焼機器の合理的な使用及び不要不急時の閉栓
- ・ 駐停車時のアイドリングストップ、空ふかし及び急発進の自粛、タイヤの空気圧調整等の公用車の経済的な運転
- ・ 工場・事業場の立入検査時等における自動車走行ルート of 適切な選定等の合理的な走行
- ・ 自動車以外の化石燃料使用機器の合理的な使用

(2) 温室効果ガス排出量

- ① 新・ 27年4月に施行されるフロン排出抑制法に適切に対応するため、定期点検等の対象機器のリストを作成する。
 - ・ 二酸化炭素排出量は、電気使用量及び化石燃料使用量と関係があるため、前述の(1)総エネルギー投入量の削減に努める。

(3) 総物質投入量

- ① 新・ グリーン購入の積極的推進
 - ・ 再生紙の適正量の購入及び使用
 - ・ 複数の枚数をコピーする場合の両面印刷
 - ・ 片面印刷したコピー用紙の裏面使用
 - ・ 会議用資料の必要最小限の部数の印刷

(4) 水資源投入量

- ・ トイレ、試験器具等の洗浄及び洗車の際の節水

(5) 廃棄物等総排出量

- ① 新・ 産業廃棄物の処分における電子マニフェストの利用
 - ・ 産業廃棄物及び一般廃棄物の減量・再資源化及び適正な保管
 - ・ 分析等で生ずる有害廃液、廃溶媒等の回収及び処理業者への処理委託

(6) 環境教育の推進

- ・ ウェブページ等による環境情報の提供
- ・ 施設の一般公開、施設見学者の受入れ

- ・ 大学の学外授業、中学校の総合学習等の受入れ、夏休み子供科学研究室の開催
 - ・ 研究成果発表会及び環境セミナーの開催
 - ・ 「きらめきエンジニア事業」、出前県庁しごと談義等への講師派遣
 - ・ 環境フェア等の環境行事への積極的な参加
- (7) 事業者の環境保全活動支援
- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等の環境関連法令に基づく工場・事業場への監視指導
 - ・ 省エネに配慮した排水処理施設の運転管理技術に関する研究成果の普及
- (8) 化学物質対策
- ① 特定毒物研究者の届出事項の確認
 - ② 薬品漏えい時の対応訓練の実施
 - ・ 毒物、劇物、危険物等の薬品類の購入及び使用の際の記録及び管理
- (9) 調査研究
- ・ 内部評価委員会及び外部評価委員会の意見を踏まえた適切な調査研究の推進
- (10) 国際環境協力
- ① 海外技術研修員の受入れ
 - ・ 遼寧省から研修員を受け入れ、大気環境測定技術、水質分析技術、土壌汚染対策技術等に関する研修の実施
 - ② 中国遼寧省との自動車排出ガス対策協力事業の推進
 - ・ 研修員の受入れ及び技術職員の派遣
- (11) 排水の適正管理
- ① 有害物質使用特定施設に付帯する排水溝及び排水ますの更新並びに有害物質使用特定施設等管理要領の改定
 - ・ 試験器具の洗浄等で生ずる排水の水質測定
 - ・ 排水管、排水溝、排水処理設備等の定期点検等の排水の適正管理
- (12) 環境改善
- ・ エコアクション 21 による環境活動
 - ・ 当センター周辺の清掃活動

Ⅲ 環境活動の取組結果及び評価

1 環境目標の達成状況

26年度は、次の表のとおり総エネルギー投入量は3.9%、温室効果ガス排出量は2.2%及び総物質投入量は17.3%といずれも増加し、目標を達成しなかった。

その一方、水資源投入量は20.5%及び廃棄物等総排出量は10.4%といずれも減少し、目標を達成した。

また、環境教育の推進及び事業者の環境保全活動支援は、目標を達成した。

項 目	単位	22年度	26年度		達成 状況	
				(22年度比)		
①総エネルギー投入量	総エネルギー	MJ	4,807,447	4,995,089	3.9%	×
	電気使用量	kWh	355,390	404,177	13.7%	
	化石燃料使用量	MJ	1,313,963	1,007,798	▲23.3%	
	都市ガス	m ³	23,456	16,783	▲28.4%	
	自動車ガソリン	ℓ	4,950	5,366	8.4%	
	自動車LPG	kg	835	925	10.8%	
②温室効果ガス排出量	二酸化炭素排出量 ^{注)}	kg-CO ₂	221,160	226,059	2.2%	×
③総物質投入量	コピー用紙(A4換算)購入量	枚	160,000	187,750	17.3%	×
④水資源投入量	上水道使用量	m ³	5,349	4,253	▲20.5%	○
⑤廃棄物等総排出量	廃棄物排出量	kg	5,870	5,262	▲10.4%	○
⑥環境教育の推進	見学者・受講者数	人	—	1,021	—	○
⑦事業者の環境保全活動支援	立入事業所数	—	—	507	—	○

(注) 温室効果ガス排出量については、環境省ホームページ「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」及びエコアクション21(2009年版)に基づいて算出した。二酸化炭素排出係数は0.423kg-CO₂/kWhを使用した。

2 環境活動計画の取組結果及びその評価

(1) 総エネルギー投入量

① 電気使用量

電気使用量は22年度比で13.7%増加した。その内訳は、電灯の電気使用量が2.6%減少し、動力の電気使用量が31.3%増加した。

電灯の電気使用量の減少は、当センター内の主要な蛍光灯をLEDにしたことなどによるが、削減目標の4%は達成しなかった。この原因は、26年度から環境放射能分析の前処理装置の熱源をガスから電気に変更したことなどによるものである。

動力の電気使用量の増加は、25年度から環境放射線監視ネットワークシステムの中央監視局としての業務を開始したことに伴い、空調設備を夏季に稼働させたこと、26年度から液体クロマトグラフタンデム型質量分析装置を用いたゴルフ場からの排水に含まれる農薬の多成分同時分析法の確立に関する研究を開始したことなどによるものである。

また、当センターの災害時（停電時）の通信機器等の稼動に必要な電源を確保するため、27年3月に蓄電機能をもつ太陽光発電設備を導入し再生可能エネルギーの利活用を推進することとした。



太陽光発電設備

太陽光発電設備の導入
 ～再生可能エネルギーを活用した災害時における電源の確保～
 災害時の通信機器等の稼動に必要な電源を確保するため、蓄電機能をもつ太陽光発電設備を導入*

特徴

- 発電能力 51.6 kW 蓄電量 33.8 kWh
- ☑災害時(停電時)でも電力供給が可能
 - <蓄電> 太陽光発電・蓄電機から供給
 - <蓄電> 蓄電機から供給
- ☑最大150cmの積雪に対応
- ☑所内に専用コンセント17か所を整備

発電状況

平成27年3月6日(稼働)～

- ☑最大発電量 約350 kWh/日
- ☑年間発電量 約5万kWh/年(推定)
- 蓄電の年間消費電力量(4.82 kWh/年) 約11割分に相当

地域貢献

- ☑防災拠点
- ☑再生可能エネルギーの利用推進

太陽光発電設備のパネル

② 化石燃料使用量

化石燃料使用量は22年度比で23.3%減少した。その内訳は、都市ガスが28.4%減少し、自動車ガソリンが8.4%及び自動車LPGが10.8%増加した。

都市ガス使用量の減少は、26年度は22年度と比較して夏季の平均気温が低く、冬季の平均気温が高かったことにより、空調設備の稼動に伴う使用量が減少したことによるものである。

自動車ガソリン使用量の増加は、氷見市内の緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)圏内で26年度からモニタリングカーを使用した環境放射線調査を開始したことなどによるものである。

自動車LPG使用量の増加は、有害大気汚染物質調査の調査地点の増加等の業務量増大によるものである。

自動車燃料使用量の低減を進めるため、26年11月にはエコドライブ推進月間にあわせ「環境にやさしいエコドライブの実践」として、

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離す

などをエコドライブステッカーを用いて職員に呼びかけた。



エコドライブの啓発

(2) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は22年度比で2.2%増加した。これは、化石燃料使用量は減少したが、電気使用量が増大したことによるものである。

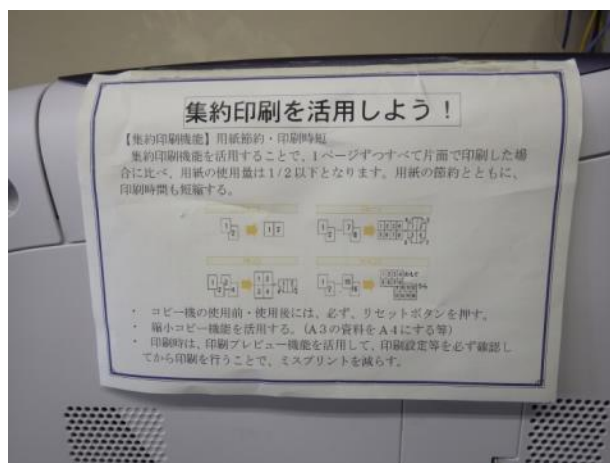
また、27年4月に施行されるフロン排出抑制法に適切に対応するため、業務用冷凍空調機器の設置状況を確認し、定期点検対象機器のリストを作成した。

(3) 総物質投入量

コピー用紙購入量は22年度比で17.3%増加した。これは、25年度から新しく環境放射線監視ネットワークシステムの中央監視局としての業務を開始したこと、微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染の監視体制が強化されたことなどの業務量増大によるものである。

グリーン購入調達率は100%であった。県のグリーン購入調達方針に基づき、物品の購入に当たっては、対応商品であるかの確認を徹底し、グリーン購入を積極的に推進したことによるものである。

また、コピー機に集約印刷を活用する旨を掲示し、コピー用紙の節約に努めた。



集約印刷の啓発

(4) 水資源投入量

上水道使用量は22年度比で20.5%減少した。これは、節水の取組が進んだことによるものである。

(5) 廃棄物等総排出量

廃棄物排出量は22年度比で10.4%減少した。これは、廃棄物の発生抑制に努めたほか、産業廃棄物の処分を計画的に実施したことによるものである。

また、事務処理の効率化を図るとともに、データの透明性を確保し法令順守を徹底するため、産業廃棄物の処分において電子マニフェストを利用した。

(6) 環境教育の推進

施設見学者の受入れ、施設の一般公開、研究成果発表会及び環境セミナーの開催、新しく実施した出前県庁しごと談義による講師の派遣等を通じ、環境情報及び環境学習の場を提供した。

また、夏休み子供科学研究室及びインターンシップ事業に協力して児童及び学生を受け入れた。



施設の一般公開
(環境放射線モニタリングカー)



環境フェア
(水の汚れの簡易測定)

(7) 事業者の環境保全活動支援

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等の環境関連法令に基づき、延べ 507 事業所において法令の遵守状況等の確認を行った。

(8) 化学物質対策

毒物、劇物、危険物等の薬品類の購入及び使用については、台帳を用いて適切に管理した。

また、特定毒物研究者の届出事項に変更がないことも確認した。

さらに、地震に伴う薬品漏えいに対する回収訓練を 27 年 3 月に実施し、適切な手順等を再確認した。

(9) 調査研究

次の表に掲げる 6 題の研究課題について内部評価委員会及び外部評価委員会において評価が行われ、事前評価の 2 課題については、A 判定を受け、優先的に取り組むこととした。

また、中間評価の 3 課題については、1 課題が B 判定を受け、2 課題が A 判定を受けた。B 判定の研究課題については、より多くの研究成果が得られるよう継続して取り組み、A 判定の研究課題については十分な成果が得られるよう優先して取り組むこととした。

さらに、事後評価を受けた 1 課題については、A 判定を受け、研究成果の普及を図るとともに、研究成果を今後の研究に十分に生かしていくこととした。

研究課題名	区分	判定
富山県における温暖化に関する調査研究 (Ⅳ)	事前評価	A
富山県におけるアジア大陸起源物質の大気環境への影響に関する研究 (Ⅱ)	事前評価	A
富山湾沿岸生態系を支える河川環境特性に関する研究	中間評価	B
富山県の地下水涵養と流動に関する研究 (Ⅱ)	中間評価	A
富山県における循環型社会構築に関する研究 (Ⅲ)	中間評価	A
富山湾の健全性に関する研究	事後評価	A

(10) 国際環境協力

① 海外技術研修員の受入れ

遼寧省から海外技術研修員 1 名を受け入れ、大気環境測定技術、水質分析技術、土壌汚染対策技術等に関する研修を行った。

② 中国遼寧省との自動車排出ガス対策協力事業の推進

窒素酸化物の簡易測定法について、遼寧省から研修員 6 名を受け入れ、研修を行うとともに、当センターから技術職員 2 名を同省に派遣し技術指導等を行った。

なお、富山県は 27 年 2 月から 2 年間の予定で遼寧省が実施する大気中の揮発性有機化合物（VOC）に関する測定技術の研修、汚染の実態調査、排出低減に向けた普及啓発等に協力することとした。



研修員の受入れ



技術職員の派遣

(11) 排水の適正管理

公共下水道へ排出されている排水について、排水処理管理要領に基づき毎月 1 回水質を測定し、自主管理基準への適合を確認した。

また、改正水質汚濁防止法に基づき、26 年 8 月に有害物質特定施設の排水溝等を改修するとともに、同法に規定する構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法に基づき定めた有害物質使用特定施設等管理要領を改定した。同要領に基づき、ファイバースコープを用いて地下埋設排水溝内部の亀裂、損傷等の有無の点検を実施し、異常がないことを確認した。



排水溝の点検



排水ますの内部

(12) 環境改善

エコアクション 21 に基づき環境改善を実施するとともに、パネルの掲示による取組の「見える化」を進めたほか、エコアクション 21 の富山県事業者交流会、環境省が主唱したライトダウン等にも参加した。

また、26 年 5 月に当センター周辺で清掃活動を実施し、地域の環境美化にも努めた。

当センターの環境改善の取組について、26 年 11 月にエコアクション 21 の中央事務局である一般財団法人持続性推進機構による更新審査を受け、27 年 2 月に認証・登録を更新した。

環境科学センター エコアクション 21 の推進
～快活で恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てていくために～

環境改善活動を計画的かつ効果的に推進するため、平成 18 年度から環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」を認証・取得し、環境改善に取り組んでいます。

これまでの主な取組み

- 蛍光灯の LED 化
- 個別消灯用スイッチの導入
- 廊下照明の閉りき
- 電気自動車の導入
- 空調設備の外気導入量の削減

削減効果

- LED 化(188 本)
電気使用量を約 5 割削減
- 空調の外気導入量の削減
ガス使用量を約 2 割削減

26 年度以降の取組み

- 太陽光発電システムの導入
- 排気ファン等の小型化(局所排気)
- 電力デマンド管理(ピーク時の節電)
- 地下水汚染防止対策の推進
(排水溝等の耐薬品・耐久性の向上)

削減効果

- 太陽光発電(25kW)
年間 25 千 kWh 発電
従来の電気使用量の約 1 割に相当(1 割削減)
- 排気ファンの小型化
電気使用量を 8 割削減

～地域への貢献・技術支援～

- 富山県の環境に関する研究の説明
富山県における温暖化による気候への影響、水質からみた富山湾の海洋環境の豊かさ、地下水の涵養と流れ などについて解説します。
- 省エネに配慮した排水処理施設運転管理技術の紹介
皆さんの事業所で運転している排水処理施設の省エネ対策として検討してみませんか。

お問い合わせ 環境科学センター 住所 射水市中太田山 17-1 TEL 0766-56-2835, FAX 0766-56-1418

エコアクション 21 の取組の「見える化」

IPSuS

ea エコアクション 21
認証・登録証

認証・登録番号 0001341

認証・登録事業者 富山県環境科学センター
富山県射水市中太田山 17 丁目 1 番

事業活動 富山県の環境関係数値目標・調査研究(大気質、水質調査、生活環境調査及び緑地調査等七事業)

対象事業所 富山県環境科学センター

認証・登録日 2007 年 2 月 22 日

更新・登録日 2015 年 2 月 22 日

有効期限 2017 年 2 月 21 日

上記事業者は「エコアクション 21 ガイドライン(2009 年版)(環境省)の要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 郡 篤 孝

エコアクション 21 の認証・登録証

3 次年度の取組内容

26年度の取組結果を踏まえ、27年度は特に次の項目について重点的に取り組む。

(1) 総エネルギー投入量

① 電気使用量の削減

原子力発電所の環境放射線監視の拡充により電気使用量の増加が懸念されるため、27年3月に導入した蓄電機能をもつ太陽光発電設備の本格稼働により再生可能エネルギーの利活用に努めるとともに、不必要な照明の消灯、使用していない機器の電源断等を推進する。

また、環境放射線監視用分析室においては、電気使用量を個別に記録することにより「見える化」を図り、省エネの推進に努める。

② 化石燃料使用量の削減

大気環境ネットワーク中央室の空調設備を省エネ性能の高いものに更新するとともに、空調設備の適切な温度設定並びに運転の開始及び終了時間のきめ細かな管理により、都市ガス使用量の削減に努める。

また、エコドライブ及び電気自動車の利用を推進し、自動車の燃料使用量の削減に努める。

(2) 温室効果ガス排出量

二酸化炭素排出量は、電気使用量及び化石燃料使用量と関係があるため、前述(1)の総エネルギー投入量の削減に努める。

また、27年4月に施行されたフロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の適切な定期点検を行い、漏えい防止に努める。

(3) 総物質投入量

両面コピー、裏面使用、集約印刷等に取り組み、コピー用紙使用量の削減に努める。

また、グリーン購入の積極的推進に努める。

(4) 水資源投入量

水道水を原則として融雪には使用しないほか、洗浄水等の節水に取り組み、水道使用量の削減に努める。

(5) 廃棄物等総排出量

- ・ 定常的に排出される廃棄物について、一層の発生抑制に努める。
- ・ 再生利用が可能なガラス瓶等の分別排出の徹底に取り組み、廃棄物の減量化及び再生利用の推進に努める。
- ・ 産業廃棄物の処分において電子マニフェストの利用に努める。

(6) 環境教育の推進

- ・ ウェブページ等による環境情報の提供
- ・ 大学の学外授業、中学校の総合学習等の受入れ
- ・ 環境フェア等の環境行事への積極的な参加

(7) 事業者の環境保全活動支援

- ・ 省エネに配慮した排水処理施設の運転管理技術に関する研究成果の普及

IV 環境関連法令等の違反、訴訟等の有無

法令等に基づく要求事項を基に、法令を遵守して事業活動を行っており、関係機関から環境関連法令違反の指摘はなかった。

また、環境に関する訴訟及び苦情はなかった。

法 令	対象施設等	評価
大気汚染防止法	なし	—
水質汚濁防止法	洗浄施設排水	○
下水道法	同 上	○
射水市下水道条例	同 上	○
騒音規制法	スクラバー送風機、空調用送風機	○
富山県公害防止条例	非常用ディーゼル発電機	○
悪臭防止法	なし	—
廃棄物処理法	廃棄物保管施設	○
PCB 特別措置法	PCB 廃棄物保管施設	○
射水市廃棄物条例	一般廃棄物の排出	○
毒物及び劇物取締法	パラチオン、メチルパラチオン及びメチルジメトン	○
核原料物質規制法	硝酸トリウム	○
放射線障害防止法	ガスクロマトグラフ—電子捕獲型検出器※	○
高圧ガス保安法	ガスを使用する分析設備、ボンベ庫	○
電波法	ICP 質量分析装置、マイクロ波装置	○

※機器の使用廃止に伴い、放射性同位元素を製造メーカーへ譲り渡し、放射線障害防止法に基づき 27 年 3 月に適正に処分した。

V 代表者による全体評価及び見直しの結果

1 評価及び見直し

(1) 環境方針

26 年度の環境方針には、同年度に実施を予定している太陽光発電設備の導入及び屋外排水溝等の改修を踏まえ、重点的に取り組む事項に再生可能エネルギーの利活用の推進及び環境汚染の未然防止の推進を追加するとともに、施設の老朽化を踏まえ、施設の点検についても文中に新たに盛り込んだ。

(2) 環境目標及び環境活動計画

23 年度に見直した「23 年度から 27 年度までの目標(22 年度を基準年とし、毎年 1 %削減)」に従い、26 年度の総エネルギー投入量、温室効果ガス排出量、総物質投入量、水資源投入量及び廃棄物等総排出量の目標はそれぞれ 22 年度比で 4 %削減とした。環境教育の推進の目標は見学者・受講者数 500 人、事業者の環境保全活動支援の目標は立入事業所数 500 事業所とした。

26 年度の環境活動計画については、25 年度は総エネルギー投入量等の一部の項目で環境目標を達成しなかったが、これまでの活動を一層推進することとした。

2 総括

当センターは、25年度に原子力発電所の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）圏内の環境放射線監視及び環境放射線監視ネットワークシステムの中央監視局としての業務を開始するとともに、微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に関して自動測定機を増設し、監視体制が強化された。26年度には環境放射線監視の充実を図るため、26年3月に導入したモニタリングカーを使用した環境放射線調査を開始したほか、環境放射線監視用分析室の整備、管理棟の耐震補強工事等の一時的な工事を例年になく多く実施したため、電気使用量等が増加し総エネルギー投入量等の一部の項目で環境目標を達成しなかった。

このように、近年、当センターの業務内容に大きな変化がみられており、業務がほぼ定常化すると考えられる27年度の電気使用量等の活動量の実態や県庁エコプランの次期計画の動向を踏まえて28年度以降の環境目標を設定する必要がある。それまでの間、これまでの環境目標の達成に向けて、次のとおり取組を進めていく必要があるほか、整理整頓の徹底など作業環境の整備についても取組を強化していく必要がある。

(1) 総エネルギー投入量

電気使用量を削減するため、電気使用量を個別に記録することなどにより電気使用量の「見える化」を図り、不必要な照明の消灯、機器のこまめな電源断等の省エネ活動を一層進める必要がある。

また、27年3月に導入した蓄電機能をもつ太陽光発電設備の本格稼動により再生可能エネルギーの利活用を進める必要がある。

化石燃料使用量のうち、庁舎の空調設備及びガス燃焼機器に使用している都市ガス使用量は、冬季の寒暖による影響を大きく受けるが、削減に向けて今後とも室内の温度管理の徹底に取り組むとともに、高効率の空調設備の導入について検討を進める必要がある。

自動車の燃料使用量を削減するため、アイドリングストップ、穏やかな発進等のエコドライブに取り組む必要がある。

(2) 温室効果ガス排出量

二酸化炭素排出量を削減するため、前述の(1)に取り組む必要がある。

また、27年4月に施行されたフロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の適切な定期点検を行い、漏えい防止に取り組む必要がある。

(3) 総物質投入量

コピー用紙使用量を削減するため、裏面使用、集約印刷等に取り組む必要がある。

また、グリーン購入の積極的推進に取り組む必要がある。

(4) 水資源投入量

上水道使用量を削減するため、器具等の洗浄において節水に取り組むとともに、老朽化が進んでいる埋設配管の漏水の早期発見に努めていく必要がある。

(5) 廃棄物等総排出量

廃棄物排出量を削減するため、定常的に排出される廃棄物の発生抑制に努めるとともに、再生利用が可能なガラス瓶、廃プラスチック類等の廃棄物の分別排出の徹

底に取り組む必要がある。

次回環境レポート発行予定日：平成 28 年 6 月末日